

令和４年度決算に基づく健全化判断比率等について【概況】

令和５年９月
青森県大鰐町

令和４年度決算に基づき健全化判断比率等を算定したところ、下表のとおりでした。

１ 健全化判断比率

(単位：％)

指 標 名	内 容	対 象 範 囲	大 鰐 町 比 率	早期健全化 基 準	財政再生 基 準
実 質 赤 字 比 率	一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率	一 般 会 計 等	※ ー (－)	15	20
連結実質赤字比率	全会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率	一 般 会 計 等 公 営 事 業 会 計	※ ー (－)	20	30
実 質 公 債 費 比 率	一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率（３か年平均）	一 般 会 計 等 公 営 企 業 会 計	13.1 (13.7)	25	35
将 来 負 担 比 率	一般会計等が将来負担すべき公営企業会計、出資法人等を含めた実質的な負債の標準財政規模に対する比率	一 般 会 計 等 公 営 事 業 会 計 一 部 事 務 組 合 地 方 公 社 第 三 セ ク タ ー	76.2 (104.8)	350	

２ 資金不足比率

(単位：％)

指 標 名	内 容	会 計 名	大 鰐 町 比 率	経営健全化 基 準
資 金 不 足 比 率	公営企業会計ごとの資金不足額の事業規模に対する比率	病 院 事 業 会 計	※ ー (－)	20
		温 泉 事 業 特 別 会 計	※ ー (－)	
		簡易水道事業特別会計	※ ー (－)	
		公共下水道事業特別会計	※ ー (－)	

※ 各比率の（ ）内は、令和３年度（前年度）決算に基づく数値です。

※ いずれにおいても黒字で、赤字比率は算定されないため、「－」表示となっています。

- ① **実質赤字比率**：一般会計等の実質赤字額の標準財政規模に対する比率です。令和４年度は黒字決算となったため、実質赤字比率はありません。

(単位：％、千円)

年度	大鰐町 比 率	財 政 健 全 化 法		歳 入 総 額	歳 出 総 額	実質収支額
		早期健全化基準	財政再生基準			
H30	—	15	20	5,189,197	4,913,413	256,070
R1	—			6,060,840	5,763,347	283,572
R2	—			6,743,579	6,469,371	253,546
R3	—			6,634,727	6,295,466	338,631
R4	—			7,468,413	7,164,382	215,602

$$\diamond \text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額 (※1)} - \text{千円 (黒字 215,602 千円)}}{\text{標準財政規模 (※2)} \quad 3,771,661 \text{ 千円}}$$

(※1) 実 質 赤 字 額＝繰上充用額＋支払繰延額＋事業繰越額

(※2) 標準財政規模＝標準税収入額＋普通交付税額＋臨時財政対策債発行可能額

(地方自治体の一般財源の標準的大きさを示す指標で、財政健全化比率の分母となるもの)

- ② **連結実質赤字比率**：全会計（大鰐財産区特別会計、蔵館財産区特別会計を除く）を対象とした実質赤字額（又は資金不足額）の標準財政規模に対する比率です。令和４年度の連結実質赤字比率はありません。

(単位：％、千円)

年度	大鰐町 比 率	財 政 健 全 化 法		会 計 名	実質収支額 (資金不足額)
		早期健全化基準	財政再生基準		
H30	—	20	30	一 般 会 計	215,602
				国民健康保険特別会計	39,544
R1	—			介 護 保 険 特 別 会 計	54,154
				後期高齢者医療特別会計	3,756
R2	—			病 院 事 業 会 計	63,324
				温 泉 事 業 特 別 会 計	1,562
R3	—			簡易水道事業特別会計	1,129
				公共下水道事業特別会計	835
R4	—				

$$\diamond \text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額} - \text{千円 (黒字 379,906 千円)}}{\text{標準財政規模} \quad 3,771,661 \text{ 千円}}$$

- ③ **実質公債費比率**：一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率（３か年平均）です。令和４年度は 13.1％で早期健全化基準未満です。

(単位：％)

年度	大鰐町 比 率	財 政 健 全 化 法	
		早期健全化基準	財政再生基準
H30	17.7	25	35
R1	16.5		
R2	15.1		
R3	13.7		
R4	13.1		

$$\diamond \text{実質公債費比率} = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金} (\ast 1)) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})} = \frac{450,214 \text{ 千円}}{3,345,952 \text{ 千円}}$$

(単年度)

(※１) 準元利償還金＝イからホまでの合計額

- イ 満期一括償還地方債について、償還期間を３０年とする元金均等年賦償還とした場合における１年当たりの元金償還金相当額
- ロ 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ハ 組合・地方開発事業団（組合等）への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ニ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
- ホ 一時借入金の利子

- ④ **将来負担比率**：一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率です。令和４年度は 76.2％で早期健全化基準未満です。

(単位：％)

年度	大鰐町 比 率	財 政 健 全 化 法	
		早期健全化基準	財政再生基準
H30	159.3	350	
R1	140.9		
R2	118.0		
R3	104.8		
R4	76.2		

$$\diamond \text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} (\ast 1) - (\text{充当可能基金額} (\ast 2) + \text{特定財源見込額} (\ast 3) + \text{地方債現在高に係る基準財政需要額算入見込額} (\ast 4))}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額} (\ast 5))} = \frac{2,551,642 \text{ 千円}}{3,345,952 \text{ 千円}}$$

(単位：千円)

- (※ 1) 将来負担額＝イからチまでの合計額 [10, 542, 756]
- イ 一般会計等の令和 4 年度末地方債現在高 [7, 306, 093]
- ロ 債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第 5 条各号の経費に係るもの） [0]
- ハ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの負担等見込額 [2, 224, 119]
- ニ 大鰐町が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの負担等見込額 [650, 079]
- ホ 退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額 [362, 465]
- ヘ 大鰐町が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務のうち、法人の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額 [0]
- ト 連結実質赤字額 [0]
- チ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額 [0]
- (※ 2) 充当可能基金額＝イからへまでの償還額等に充てることのできる基金 [2, 333, 435]
- (※ 3) 特定財源見込額＝地方債の償還額等に充てることのできる歳入の見込額 [54, 575]
- (※ 4) 地方債現在高に係る基準財政需要額算入見込額＝今後、交付税算定上、基準財政需要額に算入される見込の元利償還金及び準元利償還金 [5, 603, 104]
- (※ 5) 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 [425, 709]

- ⑤ 資金不足比率：公営企業ごとの資金不足額の事業規模に対する比率であり、経営健全化基準以上であると企業会計ごとの経営健全化計画を策定しなければなりません。令和 4 年度においては、全ての会計で資金不足が発生しておりません。

(単位：千円、%)

年度	会 計 名	事業規模 A	資金不足額 B	資金不足比率 B / A	財政健全化法
					経営健全化基準
R4	病 院 事 業 会 計	317, 453	—	— (—)	20
	温 泉 事 業 特 別 会 計	11, 848	—	— (—)	
	簡易水道事業特別会計	2, 998	—	— (—)	
	公共下水道事業特別会計	68, 425	—	— (—)	

※ 比率の（ ）内は、令和 3 年度（前年度）決算に基づく数値です。